

## 財六甲台後援会だより

(20)

### 公益法人改革に伴う準備について

公益法人改革に対応する社団法人凌霜会の進め方については、既に何回か高崎理事長から本誌でも説明がありました。同じような改正は、私たち財団法人神戸大学六甲台後援会についても進めなければなりません。そこで、当財団としてもかねてより、文部科学省の担当官の指導を得るとともに、公益認定対応委員会を設置し、改正に伴う種々の準備を進めています。その委員会は、新野理事長、中野常男・田中康秀両常務理事、根岸哲理事（元常務理事）、鈴木一水監事の他に東京海上各務記念財団常務理事の熊谷清氏（昭39・経営）と海野興治本財団事務局長の7名です。幸いにして熊谷さんは、今回の改正で公益財団法人の第1号となった「公益財団法人公益法人協会」の仕事も分担され、当財団の改正手続きについては、万事指導的なご尽力を頂いています。

社団法人である凌霜会とは違って、ご承知のように六甲台後援会は、皆さんから貴重な寄付金を頂戴して、社会科学系5部局（すなわち、法・経済・経営の3大学院研究科と3学部、及び国際協力研究科と本学唯一の付置研究所である経済経営研究所）の教員・学生諸君の研究・教育を通じて広く社会発展のための諸事業を実施しております。国立大学が法人化されて、旧制度でも存在した大学間格差はそのままで、大学経営能力の差が顕著に現れるようになった今

日、大学の経営能力を補強する役割を担う本財団の活動は極めて重要であります。その課題に因應するためにも、皆さんからのご寄付が従来通り、個人についてはもとより、企業にとっても税法上の特典を保証されていることが不可欠であります。従って、本財団は何としてもその特典を保証して貰える公益財団法人になつていなければなりません。私たちは、このところ、それぞれ極めて多くの公務をお持ちでお忙しい前記委員の常務理事や理事と東京から毎回駆け付けてくださる熊谷さんらのご協力を得て、手続きを進めております。今迄は、私どもの財団は文部科学省の所管でありましたが、新しい法人法の下では、兵庫県の公益認定委員会の認定を得なければなりません。お聞きしますと、今兵庫県下にある法人は580団体程度で、既に認定された法人は、まだ2団体しかないようです。その理由は、受付期限が平成25年迄ということもありますが、手続きが複雑で、なかなか認定を得るのが難しい点もあるということもあります。私どもの財団を公益認定財団にするのも難しい点もありますので、目下一生懸命に努力しているところです。このような途中過程をご報告してもどれだけ意味があるか分からない面もありますが、現段階での事情だけでもご理解くださいれば幸甚です。

なお、新法人法と関連して皆さんにご報告しておきたいことがあります。それは、従来ですと財団理事会が重要な事業計画を立て、予算、決算も評議員会の議を経て理事会が決定し、評議員も理事会が選任していました。ところが新法では、理事会は株式会社でいえば執行機関となり、重要な審議は評議員会で決定されることになり

ます。従って、その評議員を従来のように理事会で選任するのは、執行機関の言いなりに審議決定機関のメンバーが選ばれるということになりますから、評議員は理事会からではなく、それとは独立した構成（内部委員2ないし3名と、外部委員3ないし2名、いずれにしても計5名）の評議員選定委員会を設けて、そこで選出することになります。しかも、今迄と違う大きな運営上の変化は、理事会も評議員会も従来のように委任状出席が認められず、出席者が過半数で、また出席者の過半数の賛成が議案成立要件になるという点です。こうなりますと当然、役員になって頂く人は従来よりも人数を限定し、しかも出席可能性を役員就任条件として大きく考慮しなければならなくなります。皆さんにも是非ご了解を頂きたいことでもあります。

#### 皆さんからの貴重なご寄付について

今迄も皆さんから貴重なご寄付を頂き、その度にこの「六甲台後援会だより」でもご報告させて頂いています。前号以降にも次の4氏をご寄付くださいました。植村達男様（昭39・経済）2万円、浅井滋子様（昭52・経営）3万円、中山誠一様（昭31・経済）15万円、辻雄史様（昭34・法）3万円がそれぞれです。ありがとうございます。なかでも中山誠一さんは、この1月にご逝去になったとのお言葉を添えて、その奥さまでいらっしゃる中山光子さん（かつて天下に神戸商業大学の名声を伝えてこられ、わが国に初めて経営学部を創設され、経営学博士の第1号を受けられた平井泰太郎先生のお嬢さん）からご寄付を頂きました。ご生前のある時期、凌霄午餐会

にもよくご出席頂いていた中山さんのご冥福をお祈りするとともに光子さんに心からお礼を申し上げます。

ところで、こうした皆さまのご高配で、前号でも申し上げましたように、出光佐三記念六甲台講堂の改修が完成いたしました。それとは別に、平成16年に新野理事長から皆さんへのお願いで始めました当財団へのご寄付総額も今日までで、1億9,548万円余りになりました。本当にありがたいことです。改めて厚くお礼申し上げますとともに、今後とも母校5部署の輝かしい発展のためにご協力のほど、心からお願ひ申し上げます。

なお、こうした寄付に関連して、米国などの一部の寄付金についてみられる所得税控除の扱いは、今後のわが国の民主主義的發展とも関連して、触れておいてもよいのではないかと思われ。わが国では、今迄当財団へのご寄付については、所得控除の対象になっていました。この近年、ボランティア活動の増大などとも関連して、寄付行為をより奨励しようという計らいで、従来、寄付金総額から1万円差し引いた金額が所得から控除されていきましたのを、5千円でよいというように5千円優遇されるようになりました。しかし、米国の一部の寄付金のような所得税控除とは根本的な違いです。もし寄付金を所得税控除の対象にするということになりますと、それは自分の所得を税金として支払うか、それとも特定の目的のために支出するかを、自分で自主的に決められる地位を保障されるということになります。もし、ご本人が税金の使い方などに不満を持ち、それより自分の選好するある税控除対象事業の方を優先させようと

決心すれば、後者の方に自分の寄付金を集中することになります。

言い換えれば、税金を徴収する立場にある国や地方自治体の行政などに對する不満が大きくなると、税収の大幅な減収が発生する可能性があることを意味します。その意味では、行政や政治の在り方に對する影響力を持つことになります。今わが国でも、政権交代でマニフェスト問題をはじめいろいろなことが問われていますが、これは寄付金のあり方と関連した重大な問題でもありません。

話が大きになり少し横にそれましたが、六甲台後援会としては母校5部局のいよいよの発展を期待して、皆さんからの益々のご寄付をお願いしたいところではありますが、ご寄付手続きは毎号でご案内していますように次の通りであります。どうかよろしくお願い申し上げます。

◎銀行送金の場合（銀行からの連絡が遅く、領収書送付が遅れないようにするため、お葉書でも電話・FAXでも結構です）  
金のことについて事務局にご一報ください

銀行名 三井住友銀行六甲支店

口座番号 普通預金口座 4069496

口座名義 財神戸大学六甲台後援会

◎郵便振替の場合（通信欄に卒業年次と出身学部をご記入ください）

口座番号 00980-9-116772

口座名義 財神戸大学六甲台後援会

〒657-0068

神戸市灘区篠原北町4-11-5

財神戸大学六甲台後援会事務局

電話・FAX (078) 861-3013

### 関西電力(株)初の女性部長 榎山実果さん(昭62経)

2月26日付毎日新聞コラム「私のスタイル」欄に、関西電力初の女性部長・榎山実果さんが登場、インタビューに答えている。榎山さんのポストは、広報宣伝グループ・チーフマネジャー。大阪府出身。平成7年、同社が女性の広報担当者求めているのを知って応募した。コミュニケーション推進室マネジャー、ケーブルテレビ会社「ケイ・キャット」番組編成部長などを経て、平成21年12月から現職に就く。

「外部からの視点と内側からの視点のちよど真ん中に立ち、会社のことをうまく外へ伝えたい」と語る。神戸大学卒業後に就職した生命保険会社では広報に配属された。4年後に退社し民放の広報なども経験していることから、今の仕事はまさにぴったりというところである。

詳しくは、<http://www.kobe-u.com>  
参照。

(17)